

地震等を原因とする火災の損害は「火災保険」では支払われません

地震保険のご案内

——さまざまな制約や条件を充分考慮した上での契約をお奨めします——

このところ、伊豆諸島だけではなく全国で地震が頻発しています。地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害については、「火災保険」では損害保険金を支払われず、「地震保険に関する法律」に基づいて取り扱われる「地震保険」を申し込まなければなりません。しかし、この「地震保険」は契約方法や契約金額及び支払保険金についてさまざまな制約や条件がありますので、それを充分考慮した上でのご契約をお奨めします。

まず、「地震保険」の対象は居住用建物と家財に限られます。居住用建物とは専用住宅および併用住宅に限り、事務所等の店舗や営業用の什器備品は対象とはなりません。また、「地震保険」単独で契約することはできず、「火災保険」とセットでしかもその保険金額の30～50%に相当する額の範囲内で、さらに建物5,000万円、家財1,000万円を限度として「地震保険」の保険金額を定めなければなりません。他にも家財においては、1個または1組の価額が30万円を越える貴金属類等も除かれます。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の目的が**全損・半損または一部損**となった場合に限り保険金が支払われます。**全損・半損または一部損**の基準及びその際に支払われる保険金は下表の通りです。

	建 物	家 財	支払保険金
全 損	主要構造部の損害額が、時価の50%以上、又は、焼失もしくは流失した部分が延床面積の70%以上	時価の80%以上	契約金額 ×100%
半 損	主要構造部の損害額が、時価の20%以上50%未満、又は、焼失もしくは流失した部分が延床面積の20%以上70%未満	時価の30%以上 80%未満	契約金額 ×50%
一部損	主要構造部の損害額が、時価の3%以上20%未満	時価の10%以上 30%未満	契約金額 ×5%

注) 1. 主要構造部……土台、柱、壁、屋根等。

2. 時 価……同一程度のもを再築または再取得するのに必要な金額から古くなった度合いに応じた減価額を差し引いた残額。

最後に、保険料は建物の構造と地域別に等地を決め「地震保険料率」を定めて算出されます。構造については、大まかに木造と非木造に分けられ、等地は過去の実績等を加味した地震の危険度の少ない順に1等地から4等地に全都道府県が分けられています。京都府は3等地となります。3等地の場合、保険期間1年、保険金額100万円の保険料は建物・家財とも、木造は2,800円・非木造は1,350円となります。

以上のように「火災保険」とは異なり、さまざまな制約や条件があり、単独では契約できないことから、既存の火災保険にセットする場合でも保険会社等が同じでなければならぬ等の問題点もありますが、疑問点等がございましたらお気軽にご相談ください。